

# 宿泊約款

## 第1条（摘要範囲）

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当ホテルが、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとし、

## 第2条（宿泊契約の申込み）

当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日および到着予定時刻
- (3) 宿泊料金
- (4) その他ホテルが必要と認める事項

## 第3条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超える時は3日間）の基本宿泊代金を限度として、当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払い頂きます。ただし、当ホテルが申込金の支払いを求めなかったときは、その限りではありません。
3. 申込金は、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、その違約金および賠償金があれば、これに充当し、残額があれば返還します。

## 第4条（宿泊契約締結の拒否）

当ホテルは、次の場合には、宿泊契約のお申し込みをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室により客室に余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し、特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させる事ができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすと認められるとき。

## 第5条

1. 当ホテルは、宿泊予約の申込者が宿泊予約の全部または一部を解除したときは、次により違約金を申し受けます。ただし、団体客(15人以上)の一部について、宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日における宿泊予約人数の10%にあたる人数(端数が出た場合には切り上げる)についてはこの限りではありません。

違約金	不泊	当日	前日				
通常日	100%	100%	100%	3日前	50%		
通常日団体(5R以上)	100%	100%	100%	3日前	50%	7日前	20%
特日	100%	100%	100%	5日前	50%		
年末年始	100%	100%	100%	7日前	50%		

(注1) %は基本宿泊料+飲食料(企画商品の場合にはその総額)に対する違約金比率です。

(注2) 契約日数が短縮した場合、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

2. 宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時(到着予定時刻が明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は解除されたものとみなして処理することがあります。
3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊客の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金は頂きません。

## 第6条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 集团的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
  - (2) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (4) 宿泊に関し、合理的な範囲を超えて負担を求められたとき。
  - (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (6) 宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすと認められるとき。
  - (7) 全館禁煙につき、客室やベッドでの寝タバコ、および消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が未だ提供を受けてない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## 第7条（宿泊の登録）

宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者氏名、年齢、性別、住所および職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
- (3) 出発日および出発予定時刻
- (4) その他ホテルが認める事項

## 第8条（客室使用時間）

1. 宿泊客の客室を使用できる時間は午後3時から翌朝11時までとします。但し、連続して宿泊する場合においては到着日及び出発日を除き終日使用することができます。
2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外に客室の使用に応じることがあります。

この場合には次に定める追加料金を申し受けます。

- (1) 午後1時までは1室あたり6,000円（税抜）
- (2) 午後3時までは1室あたり9,000円（税抜）

## 第9条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等は別に定めるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いには、日本国通貨または当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客のチェックイン時または当ホテルが請求したときに、フロントにていただきます。
3. 当ホテルは宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

## 第10条（利用規則の遵守）

1. 宿泊客は当ホテル内においてはホテル内に掲示している当ホテルが定める利用規則に従っていただきます。
2. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりと致します。

- |                  |                 |                  |
|------------------|-----------------|------------------|
| (1) フロントのサービス時間  |                 | 午前7時00分～午後12時00分 |
| (2) 飲食などのサービス時間  | 朝食              | 午前7時30分～午前9時00分  |
|                  | (1階レストラン) 夕食    | 午後6時00分～午後21時00分 |
| (3) 露天風呂（男女）利用時間 | 朝               | 午前7時00分～午前11時00分 |
|                  | 昼・夕             | 午後3時00分～午後12時00分 |
| (4) 貸切風呂 利用時間    |                 |                  |
|                  | (ひの木湯、かわ石湯) 昼・夕 | 午後3時00分～午後21時00分 |

3. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

その場合は、妥当な方法をもってお知らせします。

#### 第 11 条（当ホテルの責任）

1. 当ホテルは、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を弁償します。

但し、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、消防機関から（適）マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため旅館賠償責任保険に加入しております。

#### 第 12 条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償に充当します。ただし、客室が提供出来ないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

#### 第 13 条（駐車場の責任）

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、当ホテルは場所をお貸しするだけであって、車両の管理上の責任を負うものではありません。

#### 第 14 条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

#### 第 15 条（宿泊客の手荷物または携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物または携帯品が、当ホテルに置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含めて 7 日間保管し、その後、最寄の警察署に届けます。

# 利用規則

湯布院別荘では、お客様が安全かつ快適にお過ごし頂くため、宿泊約款第10条に基づいて、次の通り利用規約を定めておりますのでお守り下さい。この規則をお守り頂けない場合には、宿泊約款第6条により、やむを得ずご宿泊及びホテル内諸施設のご利用をお断り申し上げることもございます。また、事故が起きた場合にはお客様に損害の負担を頂くこともありますので、特にご留意下さいますようお願い申し上げます。

## ■客室のご利用について

- 1.客室からの避難経路図は、客室入口のドアの裏側に提示してありますからご確認下さい。
- 2.ご宿泊登録者以外の方のご宿泊はご遠慮下さい。
- 3.長期のご宿泊利用により、居住に関する法律上の権利が発生するものではないことをご了承ください。
- 4.未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可のない限り、お断りいたします。  
また、心身耗弱、薬物、飲酒等により理性を失うなどして他のお客様に迷惑と不安を及ぼす方の宿泊はお断り致します。
- 5.暴力団及び過激行動団体等、並びにその構成員と認められるときにはご利用をお断りします。ご予約後、また、ご利用中にその事実が判明した時点でご利用をお断り致します。

## ■部屋の鍵

- 1.ご滞在中お部屋をお出になるときは、施錠をご確認ください。
- 2.ホテル外にお出かけになるときは、フロント係に部屋キーをお預け下さい。
- 3.ホテル内のレストラン等をご利用のとき、会計伝票に御署名の場合は、お部屋のキーをご提示ください。
- 4.ご在室およびご就寝の際は、必ずドアの「ドアガード」をおかけ下さい。
- 5.お部屋のキーは、チェックアウト時に必ずフロントにご返却下さい。紛失等によりご返却のないときは、キー代金の実費をお支払い頂きます。

## ■客室内

- 1.全室禁煙ですので、廊下やロビー、客室での喫煙はご遠慮下さい。
- 2.客室内および廊下では、ホテルの許可なく暖房用・炊事用等の火気およびアイロン、キャンドル等をご使用なさないで下さい。また、客室での調理は固くお断りいたします。
- 3.ホテルの許可なく客室を営業行為・事務所・パーティー等、宿泊以外の目的にご使用なさないで下さい。
- 4.ホテルの許可なく客室内の備品の移動、または客室内に造作の施し、あるいは改造しないで下さい。
- 5.客室内の小物備品等は、客室外へ持ち出さないで下さい。
- 6.ホテルの外観を損なうようなものを窓側に置かないで下さい。
- 7.その他「お客様へのお願い」「ご案内」をご参照下さい。

#### ■来訪者

1. ご訪問者と客室内での面会をご遠慮願います。1階ロビーでお願いします。
2. ドアをロックされた時は「ドアガード」をかけたままドアを開けるか、「ドアスコープ」でご確認下さい。なお、不審者と思われる場合には、フロント係にご連絡下さい。

#### ■貴重品

ご滞在中は、現金、有価証券、貴金属、その他の貴重品の保管については、客室に備え付けの小型金庫をご利用下さい。なお、紛失、盗難等については当ホテルではその損害賠償は致しません。

#### ■お預かり物

フロントにてお客様からのお預かり物の保管期間は10日間とさせていただきます。保管期間を経過したお預かり物は、法令に基づきお引取りの意思のないものとして処理します。

#### ■遺失物

遺失物の保管期間は、発見日を含めて7日間とし、その後、最寄の警察署にお届けいたしますのでご了承ください。

#### ■駐車場のご利用

1. ホテル敷地内では、係員の誘導および指示に従っていただきます。
2. 駐車中の車内に貴重品およびその他の物品を留置しないで下さい。駐車中における紛失・盗難等については、その責任を負いかねます。
3. ご宿泊中の駐車場のご利用は1室1台のみ無料です。
4. ホテルの係員による車の代理移動は致しかねますのでご了承ください。
5. 駐車の際は、他のお客様に十分に気を配り、安全運転をお願いします。

#### ■お会計

1. ご利用代金のお支払いは、日本国通貨または宿泊券、クレジットカード等、もしくはホテルが認めたそれに代わるものとさせていただきます。
2. 小切手にてのお支払い及び両替は固くお断りさせていただきます。
3. ご到着時にお預かり金を申し受けることがございますので、予めご了承下さい。
4. ご滞在中でも料金のご精算をお願いする場合がありますので、その都数、お支払いをお願い致します。なお、当ホテルが請求してもお支払いがないときは、お部屋を明け渡していただく場合もあります。
5. ご宿泊者以外の方から料金のお支払いを受けることになっているときは、定められた期日までにお支払いがない場合、ご宿泊者ご本人に直接お支払いをご請求申し上げます。
6. 当ホテルが営んでいない店舗およびホテル以外のお買い物のお立替は、一切いたしませんのでご了承ください。
7. 法定の税金の他、サービス料は込みで頂いておりますので、お心付けなどのご辞退申し上げます。

■ホテル内で他のお客様のご迷惑になる下記の持込み、または行為はご遠慮下さい。

1. 昆虫類爬虫類や小鳥その他の愛玩動物
2. 発火または引火性のもの
3. 悪臭、害毒を発するもの
4. そのほか法令で所持を禁じられているもの
5. 賭博、威圧的な言動、風紀を乱すような行為、または他のお客様に嫌悪感を与え、もしくは迷惑（騒音なども含む）になるような行為と言動
6. 備え付け品の移動または使用目的以外のご利用
7. 広告、宣伝物の配布、物品の販売、勧誘など
8. ホテル外より飲食物の出前注文はしないで下さい。
9. 全館禁煙ですので、客室や廊下、ロビー、レストランでの喫煙はご遠慮ください。  
(所定の喫煙場所のみ)
10. 廊下やロビーに所持品を放置しないで下さい。
11. 緊急事態あるいはやむを得ない事情が発生しない限り、非常階段、屋上、搭屋、機械室等、客室部門以外の施設内の立入りはご遠慮下さい。
12. 露天風呂、貸切湯をご利用の場合は、清潔に留意し、特に風紀を乱して他の利用者に迷惑をかけないように注意して下さい。
13. ホテル直営の営業ではない店舗でのお買い物代、飛行機、列車、遊覧バスなどの切符代、タクシー代、お荷物のお立替は一切お断りさせていただきます。

湯布院別荘四季彩ホテル 支配人